

電気用品の遠隔操作に関する平成 25 年度の予定

事務局

1. はじめに

第 86 回電気用品調査委員会でご承認いただいた平成 25 年度の事業計画において、遠隔操作タスクフォースでは、平成 24 年度に実施した別表第八に関する要望書のまとめに続き、平成 25 年度は別表第四に関する検討を行う予定である。その検討内容について記載する。

2. 解釈別表第四の遠隔操作についての課題

現行省令の別表第四の 1 共通の事項の (2) 構造の口で「遠隔操作機構を有するものにあつては、器体スイッチ又はコントローラの操作以外によつては、電源回路の閉路を行えないものであること。ただし、危険が生じるおそれがないものにあつては、この限りではない。」と規定されている。この危険がないものとして当該解釈の 2 に具体例が示されている。

5 月の解釈改正によって、現行省令の別表第八の遠隔操作の類似解釈が改正された。この解釈改正においては、電気用品のリスク評価等が規定された。この考え方を、別表第四の配線器具に適用する場合、以下の課題がある。

- (1) 配線器具に直接接続される電灯、換気扇等の電気製品の場合、配線工事を行う電気工事士に遠隔操作可能な機器かどうか分からない。
- (2) コンセントを介して接続される場合、電気配線側では何が接続されるかわからないので、リスク評価できない。

そのため、配線器具においては、遠隔操作可能な機器の選別方法について、検討を行う必要がある。その他の規定は、別表第八で検討した内容をそのまま配線器具に適用して問題ないことを確認する。

3. 検討結果

タスクフォースで検討した結果は、報告書としてまとめ、公表する。また、必要に応じて国に電気用品の技術基準の解釈の改正要望として提出する。

4. 検討体制

昨年と同様に解釈検討第1部会の下部組織として遠隔操作タスクフォース（別表第四）を設置し検討する。

なお、検討においては、別表第八の遠隔操作を検討したタスクフォースと十分な連携と情報交換を行う。

5. タスクフォースのメンバー

一般社団法人 日本配線システム工業会を中心に、以下の工業会からメンバーを派遣していただき検討を行う。

- (1) 一般財団法人 電気安全環境研究所
- (2) 一般社団法人 日本照明工業会
- (3) 一般社団法人 電子情報技術産業協会
- (4) 一般社団法人 日本配線システム工業会
- (5) 一般社団法人 日本電機工業会

具体的には添付資料（別紙）に示すメンバーを予定している。

6. 検討スケジュール

第88回	電気用品調査委員会	(10月頃を予定)	中間報告
第89回	電気用品調査委員会	(来年3月頃)	最終報告

電気用品 遠隔操作 タクスフォース(別表第四)委員名簿(案)

平成25年6月19日

	氏名	所属・役職	備考
1	委員 稲葉 和樹	一般社団法人 日本配線システム工業会 (パナソニック(株))	
2	委員 金子 健一	一般社団法人 日本電機工業会 家電部 技術課長	
3	委員 上参郷 龍哉	一般財団法人 電気安全環境研究所 技術規格部 試験技術統括グループ マネージャー	
4	委員 井口 敏祐	一般社団法人 日本電機工業会(パナソニック(株))	遠隔操作タスク (別八)主査
5	委員 簗島 雅志	一般社団法人 日本照明工業会 照明器具安全技術小委員会 主査(パナソニック(株))	
6	委員 小島 弘文	一般社団法人 電子情報技術産業協会 安全委員会 委員 (ソニー)	
7	委員 黒澤 昌弘	一般社団法人 電子情報技術産業協会 AV安全技術専門委員会 委員 (ディーアンドエムホールディングス)	
8	委員 太田 充男	一般社団法人 電子情報技術産業協会 ITE安全技術専門委員会 委員 (日立製作所)	
9	委員 白川 治	一般社団法人 電子情報技術産業協会 知的基盤部 安全グループ長	
10	委員 澁江 伸之	一般社団法人 日本配線システム工業会 専務理事	
11	委員 長田 明彦	一般社団法人 日本配線システム工業会 技術部長	
12	委員 峯村 敏光	一般社団法人 日本配線システム工業会 (富士通コンポーネント(株))	
13	委員 日比 久夫	一般社団法人 日本電機工業会 扇風機・換気扇技術専門委員会 委員長 (パナソニックエコシステムズ(株))	
14	委員 山口 健二	一般社団法人 日本電機工業会 (パナソニック(株))	
15	委員 谷部 貴之	一般社団法人 日本電機工業会 技術部	
16	参加	経済産業省 製品安全課	